

5月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成 28 年 5 月 27 日（金）
- 2 場所 藤井寺市役所 3 階 会議室 305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
 - (1) 議決事項
 - 議案第 14 号 藤井寺市教育振興基本計画の策定について
・・・資料 1(教育総務課)
 - 議案第 15 号 所有権移転登記手続請求における訴訟提起の承認について
・・・資料 2(文化財保護課)
 - 議案第 16 号 藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について
・・・資料 3(スポーツ振興課)
 - (2) 報告事項
 - 報告第 24 号 教育委員会の後援名義使用について・・・資料 4(教育総務課)
 - 報告第 25 号 「平成 28 年度春季ノルディックウォーキング講習会」実施結果について
・・・資料 5(スポーツ振興課)
 - 報告第 26 号 「Fuji りんびっく 2016」実施結果について
・・・資料 6(スポーツ振興課)
- 4 出席者

委員長	藤本 英生
委員長職務代理者	杉本 優子
委員	糸野 聡史
委員	福村 尚子
教育長	多田 実
- 5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼教育部次長、教育部次長、教育部副理事兼学校教育課長、教育部副理事兼生涯学習課長、教育部副理事兼図書館長、教育総務課長、文化財保護課長、スポーツ振興課長
- 6 書記 教育総務課課長代理

午前 11 時 00 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

おはようございます。みなさまお揃いでございますので、本日の定例教育委員会会議を開催させていただきます。

本日の傍聴者ですが、藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募

集したところ、本日は傍聴希望者はおられませんでした。

それでは、委員長よろしく申し上げます。

○委員長

皆さんおはようございます。それでは5月定例教育委員会会議を開催させていただきます。本日の会議録の署名は福村委員よろしく申し上げます。次に、前回の教育委員会会議の会議録ですが、みなさんご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

会議録は承認ということです。

それでは、教育長から報告をお願いします。

○教育長

私から4点報告いたします。

まず、1点目。平成28年度の市議会人事に関する報告でございます。

去る5月18日(水)に開催されました平成28年藤井寺市議会第1回臨時会において、議長に清久功議員、副議長に引き続き片山敬子議員、監査委員に田中光春議員が選出されました。また、常任委員会では民生文教常任委員会の委員長に山本忠司議員、副委員長に伊藤政一議員、総務建設常任委員会の委員長には岡本光議員が、副委員長に中路新平議員が選出されました。

次に2点目ですが、全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進に関する文部科学省通知に関する件でございます。通知文の写しをお手元に配付させていただきました。本調査の趣旨を再確認するとともに、数値データの上昇のみを目的にしているととられかねないような行き過ぎた取り扱いに注意を促す内容でございます。また、教育委員会に対しても本調査の趣旨・目的を学校現場に浸透させるべく依頼されています。通知の趣旨に従い学校を指導してまいりたいと考えております。

次に、第3点目ですが、子どもの貧困に関する資料です。5月19日、20日に全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会徳島大会に参加させていただきました。その中で、文部科学省の方から子どもの貧困対策に関する説明がありましたので、資料提供させていただきます。日本の子どもの貧困率は16.3%。これは可処分所得の中央値の半分の額を下回る所得しか得ていない世帯に属する子どもの割合でございます。貧困率の2時点比較では、男女とも、子どもや若年層の貧困率が悪化傾向にある様子が窺えます。家庭の経済事情による進路への影響では、両親の収入が高いほど4年制大学への進学割合が高くなっています。世帯タイプによる大学等への進学率では、ひとり親家庭、生活保護世帯が低くなっています。家庭の経済事情と学力の関係で、家庭の社会経済的背景SES (Socio Economic Status) というもので、家庭の所得、父親学歴、母親学歴の合成尺度を示したものですが、小6、中3ともにSESが高くなるほど正答率も高くなっています。最後に、不利な環境を克服している児童生徒の特徴として6項目挙げられています。最後の学校での学習指導では、自学自習、教員の支援、少人数指導といった内容が挙げられるとのことで

した。

最後に 4 点目、小学校運動会の案内でございます。6 月 5 日(日)に藤井寺市立小学校の運動会が各小学校において行われます。もし、時間が許すようであれば、ご観覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の案件に入りたいと思いますが、議決事項が 3 件、報告事項が 3 件ございます。では、報告第 14 号藤井寺市教育振興基本計画の策定について、資料 1 ということで教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

それでは、議案第 14 号藤井寺市教育振興基本計画の策定について説明させていただきます。

本件につきましては、教育基本法第 17 条の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、本案を提出するものです。本計画は、平成 27 年度から事務局で策定に向けた取組みを進め、本年 2 月定例教育委員会で素案について報告させていただきました。その際、委員からいただいたご意見を元に修正した上で、本年 4 月 4 日から 5 月 6 日の期間でパブリックコメントを実施してまいりました。パブリックコメントでは、お手元の資料にございますようなご意見がございました。それらのご意見等を踏まえ、最終的に取りまとめたものが、お手元にお配りしている資料でございます。

それでは、計画の内容についてご説明させていただきます。お手元の藤井寺市教育振興基本計画（案）をご覧ください。

まず、1 ページから 2 ページの第 1 章では、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間について記載しております。本計画は、教育基本法に基づく本市の教育振興のための基本的な方針を明確にするとともに、藤井寺市第 5 次総合計画や教育大綱との整合を図るものとしております。

次に、3 ページから 8 ページの第 2 章では、本市の教育の概況として、本市の市立幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒数の推移や学校園の教育活動の概要、生涯学習、スポーツ振興、文化財保護の概況について記載しております。

次に、9 ページから 10 ページの第 3 章では、本市の教育がめざすものについて基本的な考えを記載するとともに、「文化伝統を尊重し、学ぶ喜び、高まる喜びを感じながらたくましく健やかに生きる人間の育成」を基本理念とし、基本目標、基本方針を示しています。

続く 11 ページから 57 ページの第 4 章では、第 3 章で示した基本理念、基本目標を達成するための 16 個の基本方針について、それぞれの項目ごとに『現状と課題』『今後の方向性』を示しております。

最後に、58 ページから 78 ページの資料編では、幼稚園・小・中学校の通学・通園区域、各校園の特色ある教育活動、児童生徒の学力・学習状況の実態、主な生涯学習関係事業・スポーツ振興事業・文化財保護事業の平成 27 年度の状況について記載しております。

以上が計画案の概要でございます。今後は本計画に基づき、本市教育の振興に向けてそれぞれの施策に取り組んでまいり所存でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

資料1 藤井寺市教育振興基本計画（案）について説明

○委員長

ありがとうございます。今説明がありました藤井寺市教育振興基本計画について、ご意見、ご感想がありましたらお願いします。

○委員

これで藤井寺市でも教育振興基本計画ができますが、今後、実効性のある計画にしていくために、考えていることがあれば聞かせてください。

○教育総務課長

今後はこの計画をもとに点検評価を行い、それぞれの事業の取り組み内容を整理してまいります。また、点検評価では、これまで同様に成果指標もお示し、事業の達成状況についても明らかにしてまいりたいと考えております。その過程において、各所管課で事業について見直しを行い、実効性のあるものにしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長

他にご意見等ありますか。

○委員

色々細かい事も申しましたけれども、何度も協議を重ねてきまして、このような計画を作っていただきましてありがとうございます。あまり見直しをしないといけないような状況にならないことを願ひまして、策定したいと思ひます。

○教育長

これを策定するにあたって一番大切にしたいと言ひますか、心にとめたのは、市の第五次総合計画でありますとか、市の方でも財政状況が厳しくて財政再建の議論も活発に行われているんですが、そういったあたりでの整合ということで、そういうことも踏まえた中で、市長部局とも協議しながらこの策定に至ったということでございます。また今後、いろんな市の動きの中で、この内容について見直し等がある場合については、委員のご意見も賜り、ご説明もさせていただきたいと考えております。今は、先ほどの総合教育会議においても整合という形できちっと作られているという認識は共有できたと思ひております。

○委員長

私もこの策定にあたっては、何度か話し合いをしてきた中で、大変立派なものが出来たので、これは是非承認していききたいと思ひております。

他にご意見はありませんか。

それでは、藤井寺市教育振興基本計画についてご承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

議案第 14 号については承認されました。

次に議案第 15 号所有権移転登記手続請求における訴訟提起の承認について、文化財保護課長をお願いします。

○文化財保護課長

それでは、議案第 15 号所有権移転登記手続請求における訴訟提起の承認についてご説明させていただきます。資料 2 をご覧ください。本市では、古市古墳群の中で最大級の方墳、浄元寺山古墳用地の国史跡追加指定を進めております。その中で、同古墳用地の時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求における訴訟提起のご承認をいただきたく、ご説明させていただきます。

資料2の4枚目の写真をご覧ください。上段に浄元寺山古墳の現状写真を載せさせていただいております。ご承知いただいておりますように、現在、古市古墳群は世界文化遺産登録をめざして手続きを進めておりますが、浄元寺山古墳はその構成資産候補となっております。

3枚目の下の、地番図をご覧ください。今回、訴訟提起のご承諾をいただきたく考えておりますのは、青山1丁目833番及び野中字前墓1085番でございます。

墳丘本体部分の青山1丁目833番につきましては、4枚目の下段の左側に現状写真を載せております。1枚目をご覧ください。この部分は昭和58年10月14日に藤井寺市への寄附の申し出がありました。同年10月22日に収受を決定し、以後、市で管理を行ってまいりました。しかし、相続人全員の同意のない寄附であったため登記簿の名義人は大正6年に亡くなった方のままでした。このため、市への所有権移転登記の必要があります。

所有権移転登記の方法につきましては、市顧問弁護士と相談し、相続人全員の同意を得るなど、その方法を検討してまいりました。

そして、平成27年度に相続人の調査を行いました。また、消息の不明な方もおられたため、徹底した調査を行いました。その結果、平成28年5月現在で、95名もの相続人がいることが判明しております。

検討の結果、相続人が多数いるため、ご承認をいただいた上で、全相続人に対して時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起させていただき、判決に基づき所有権移転登記を行いたいと考えております。

なお、これとは別に、浄元寺山古墳の範囲内の野中字前墓1085番地は、墳丘本体部分と同じ方が登記簿の名義人となっております。3枚目の下の地番図をご覧ください。その位置がお分かりいただけますでしょうか。これにつきましても、4枚目の下段の右側に現状写真を載せております。現状は道路と一体のような状態となっておりますが、この部分についても、今回、墳丘本体部分と同時に、時効取得を原因とする訴訟を提起させていただき所有権移転登記を行いたいと考えております。

1枚目におもどりください。訴訟につきましては、95名にのぼる相続人の方々に被告となっただくことになり、裁判所からの文書も送付されます。このため、事前に丁寧な内容の説明文書を送付し、対応するようにいたします。

訴訟の提起につきましては、教育委員会でのご承認をいただいた上で、地方自治法第96条第1項第12号に基づき、平成28年第2回定例会で訴え提起の議案の提出を予定しています。

以上、ご説明とさせていただきます。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料2 所有権移転登記手続請求における訴訟提起について説明

○委員長

ただ今説明がありました所有権移転登記手続請求における訴訟提起について、ご意見、ご質問はございませんか。

○委員

昭和58年の市の収受決定以後、教育委員会で維持管理を行っているとのことですが、具体的にどのようなことをしているのですか。

○文化財保護課長

現在まで、維持管理の一環として定期的に除草・清掃業務を行っております。また必要に応じて樹木伐採業務を実施してまいりました。そして、平成14年には管理を徹底するため、墳丘の西側及び南側の道路に面した部分にフェンスを設置しております。これらの他にも落葉清掃業務を実施するなど、状況に応じた対策を行っております。

今後とも、貴重な歴史資産として維持管理に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

○委員長

訴訟提起にあたって、被告となっていた方々に事前に丁寧な内容の説明文書を送付するとのことですが、そもそも、相続人ではあるが事情を知らない善意の第三者を被告とすることについて、市として問題はないのですか。

○文化財保護課長

訴訟にあたって被告となっていた方々につきましては、本当に心苦しく思っているところがございます。しかしながら、これまでに所有権移転登記について方法を検討する中で、日本全国におられる95名という多くの方すべてに同意をいただくのは事実上困難なことであると考えております。

また、相続人を調査していく中で、所在不明の方もおられ、東京周辺の親族への聞き取りのための出張をはじめ、あらゆる手段を尽くしてまいりました。その結果、不明者の消息はすべて判明したのですが、その中には、今回の件につきまして反対はしないが積極的には協力いただけないとの回答の方もおられました。

以上のようなことから、今回、やむなく訴訟提起し、判決に基づき所有権移転登記を行う方法を考えさせていただきました。

被告となられる方々には、重ねて丁寧な対応に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

○委員

世界文化遺産登録に当たって、古市古墳群の構成資産候補となっている古墳の中で、浄元寺山古墳以外に国の史跡に指定されていない古墳はございますか。

○文化財保護課長

古市古墳群の構成資産候補は33基ございますが、うち32基は宮内庁により陵墓に治定されているか国の史跡に指定されております。治定ないし指定をされていない古墳は、浄元寺山古墳のみでございます。

○委員

浄元寺山古墳が公有化された後は、どのような活用を考えておられますか。

○文化財保護課長

古墳の整備に関しましては、今年度から設置する史跡古市古墳群整備検討委員会に諮った上で整備計画を策定し、整備を実施したいと考えております。事務局側の要望といたしましては、東側に隣接する墓山古墳と一体的な整備を図り、市民や来訪者に大王墓と陪冢を体感できるような空間にしたいと考えております。

○委員長

他にございませんか。無いようでしたら、この件についてお諮りします。所有権移転登記手続請求における訴訟提起についてご承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

ありがとうございます。本件は承認されましたので、よろしく申し上げます。

続いて、議案第16号 藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について、スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部改正につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。資料3をご覧ください。本市では、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、藤井寺市スポーツ推進審議会条例により、藤井寺市スポーツ推進審議会が設置されております。現在、同審議会の委員は同条例第3条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、教育関係者、藤井寺市スポーツ推進委員、学識経験者によって組織されております。一方、市が設置する審議会等の委員を広く市民から公募することにより市民の意見を市政に反映し、市政への市民参画の推進を図ることを目的として、審議会等の公募委員選任促進に関する指針が今年4月1日から施行されております。今回、同指針の趣旨を踏まえ、藤井寺市スポーツ推進審議会の委員を広く市民から公募することにより、市民の意見を市政に反映し、市政への市民参画の推進を図るべく、藤井寺市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の当該委員に、公募委員の枠を設けるために第4号として「公募により選出された者」の規定を加えるものでございます。なお、この条例は交付日から施行するものとします。

何卒、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

また、ご承認いただきました上は、平成28年第2回定例市議会に上程させていただく予定でございます。

資料3 藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部改正
について説明

○委員長

ただ今、説明のあった件について、何かご質問、ご意見ございますか。

○委員

新しく公募により選出された資格というのが条例で付け加わるということですが、枠であったり、人数であったり、どの程度をお考えですか。

○スポーツ推進課長

現段階ですが、2名以内ということで考えております。

○委員長

私から質問ですが、どのような方法で選考するのか教えてください。

○スポーツ推進課長

選考方法ですが、先ほど説明させていただきました審議会の公募委員選任促進に関する指針の第6に選考方法が記載されておりますので、その趣旨を踏まえ、本審議会の委員の公募に関しましては、書類審査と面接の2段階で考えております。

○委員長

他にございますか。

それでは、議決をとりたいと思います。藤井寺市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について、ご承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

ありがとうございます。それでは承認ということです。

議決事項はすべて終わりましたので、次に報告事項に移ります。報告第24号 教育委員会の後援名義使用について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等につきまして、平成28年3月に使用承認の専決処理をした事業は、藤井寺市青少年リーダー協議会主催の小中学生合同キャンプ2016他1件でございました。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程第3条第2項に基づき報告いたします。

資料4 教育委員会の後援名義等使用について説明

○委員長

これについては、よろしいでしょうか。

それでは、次に報告第 25 号 平成 28 年度春季ノルディックウォーキング講習会実施結果について、スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

平成 28 年度春季ノルディックウォーキング講習会実施結果についてご報告させていただきます。資料 5 をご覧ください。

ノルディックウォーキング講習会は市民の健康の保持増進を目的として平成 24 年度から開催され、今年度で 5 回目を迎えました。本年は 4 月 23 日(土)、24(日)の二日間で開催されました。講習会当日は日本ノルディック協会の専門講師によりノルディックウォーキングの基礎を学び、1 日目の 4 月 23 日は藤井寺市市民総合体育館を発着点として、道明寺、道明寺天満宮などを廻る 4.5 km 約 60 分のコースで、2 日目の 4 月 24 日はアイセルシュラホールを発着点として葛井寺、野中寺を廻る 3.8 km、約 45 分のコースで実施されました。参加者は 2 日間で延べ 20 名で、そのうち初めて参加された方は 2 日間で延べ 6 名おられました。2 日間とも古墳や神社などがコースに組み込まれており、文化財保護課にご協力いただき、参加者に対して、各古墳や神社の歴史について解説していただきました。また、本市スポーツ推進委員の方にもご協力いただき、講習会参加者の安全確保や受付の補助をしていただきました。なお、実施結果の様子は、藤井寺市ホームページ及びフェイスブックにも掲載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で、平成 28 年度春季ノルディックウォーキング講習会実施結果についての報告とさせていただきます。

資料 5 平成 28 年度春季ノルディックウォーキング講習会
実施結果報告書に基づいて説明

○委員長

ありがとうございました。感想やご意見はございませんか。無いようでしたら、続いて資料 6 報告第 26 号「Fuji りんぴっく 2016 の実施について」スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

引き続き、スポーツ振興課から報告第 26 号「Fuji りんぴっく 2016 の実施について」ご報告させていただきます。

Fuji りんぴっくは子どもたちの体力向上と市民の健康の保持増進を目的として平成 21 年度から開催され、今年度で 8 回目を迎え、今年は 5 月 8 日(日)に藤井寺市立スポーツセンターで開催されました。当日は共催者である藤井寺市スポーツ推進委員の他、藤井寺市民スポーツフェスティバル実行委員会、藤井寺市民病院の方々、及びボランティアスタッフとして少年サッカーチームの F C S W O R D (エフシー スWORD) の方々にもご協力いただき、小学生を対象とした 50m 走、100m 走、800m 走の記録会を実施しました。当日は参加申込受付終了時点での数ですが、167 名の参加者があり、新記録が 6 つ生まれました。また、大会当日にもお伝えしまし

たが、ケーブルテレビのジェイコム河内局から取材スタッフが来られ、当日の様子は同局のデイリーニュースで5月12日に放映されました。なお、実施結果の様子は、藤井寺市ホームページ及びフェイスブックにも掲載しており、広報ふじいでら6月号にも掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でFujiりんぴっく2016の実施結果についての報告とさせていただきます。

資料6 Fujiりんぴっく2016実施結果報告書
に基づいて説明

○委員長

ありがとうございました。この件について何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項もすべて終わりました。他に連絡事項等ありましたらお願いします。

では、次回の日程をお願いします。

○教育総務課長

次回ですが、6月29日(水)午前10時から、生涯学習センター3階の視聴覚室でお願いします。

○委員長

それではこれで5月定例教育委員会会議を終わります。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午前11時40分